

# あなたに会えて、よかった この出会いを、ありがとう

～養子縁組で新たな絆を結びませんか～



子どもと親との関係は、実にさまざま…。

子どもと親のつながりには、血縁だけではなく養子縁組で結ばれる“絆”もあります。

すべての子どもたちが、安心して安全に暮らし、

子ども自身が持つ可能性を存分に発揮して生きてほしい…というのは、皆の願いです。

とはいえ、さまざまな事情により、家族とともに暮らすことができない子どもたちがいるのも事実です。

養子縁組は、このような状況にある子どもと法律上の新たな親族関係を結び、

家庭に迎え入れることにより、子どもの暮らしの安定を図るための制度です。

## 養子縁組とは…

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があります。

どちらも民法に基づく制度です。

子どもの育ちをみんなで応援する

 岡山県

# ～ あなたの疑問にお答えします ～

## Q1 養子縁組里親とは？

**A1** さまざまな事情により、家族とともに暮らせない子どもと養子縁組をし、養親になることを希望する里親のことです。里親になるために、特別な資格は必要ありませんが、子どもたちに対して豊かな愛情、理解と熱意を持っていること、経済的に困窮していないこと、欠格事項に該当しないことなどが必要とされます。なお、里親には、以下の4種類あります。

- ・ **養育里親** 親の病気や経済的な理由など、様々な事情で家族と暮らせない子どもたちを、実親のもとで再び暮らせるようになるまで、または子どもが大人になるまでの一定期間養育する里親
- ・ **専門里親** 虐待を受けた子どもや非行傾向のある子ども、障害のある子どもなど、専門的な支援が必要な子どもを手厚く養育する里親
- ・ **養子縁組里親** 様々な理由で、実親が育てることが難しい子どもを将来にわたって養育する、養子縁組を前提とした里親
- ・ **親族里親** 事情があり、実親が育てることができない子どもを、3親等以内の親族が養育する里親

## Q2 里親になるためには？

**A2** まずは、あなたのお住まいを管轄する児童相談所にご相談ください。里親制度について詳しい説明を受けた後、里親になるための研修を受講し、児童相談所職員等による家庭訪問を受けます。里親制度について理解した上で、家族同意のもと、里親登録申請をします。社会福祉審議会での審議を経て、里親として認定を受けると、里親登録となります。なお、里親登録後、養育里親は5年、専門里親は2年ごとの更新研修受講が必要となります。

## Q3 子どもを養育するまでの流れは？

**A3** 子どもの状況やニーズに応じて、児童相談所が相談しながら進めていきます。その際、里親の希望を考慮の上、子どもの養育について打診し、その後、子どもとの顔合わせ、面会、外出、外泊などの交流を経て、子どもにとっても里親にとっても安心できる関係になった段階で、里親家庭で子どもの養育（里親委託）を開始します。

## Q4 子どもを養育するためにかかる費用は？

**A4** 養子縁組里親の場合は、養子縁組が成立するまで、子どもの生活費、教育費、医療費などが公的に支給されます。

## Q5 里親制度と養子縁組制度の違いは？

**A5** どちらの制度も、家族とともに暮らせない子どもたちを、自らの家庭に迎え入れ、愛情を持って、健やかに養育するものです。里親制度とは、児童福祉法に基づき、子どもの福祉を保障するために、委託を受けた子どもを健やかに養育する制度ですが、法律上の親子関係ではありません。養子縁組制度は、民法に基づき、法律上の親子関係を成立させた上で、子どもを健やかに養育する制度です。

## Q6 特別養子縁組するまでの流れは？ 普通養子縁組との違いは？

**A6** 特別養子縁組は、子どもの福祉を最優先にした養子縁組制度です。養子縁組里親に登録の上、児童相談所より子どもの委託を受け、半年間の試験養育期間（里親としての養育期間）を経て、家庭裁判所に申立を行います。審判により、特別養子縁組が成立すると、法律上の親子となるため、里親委託（里親としての養育期間）は終了します。その他に、民間の養子縁組あっせん団体に登録する方法もあります。普通養子縁組は、養父母と子どもとの間に法律上の親子関係は成立しますが、戸籍上、実親の存在は残され、「養子」「養女」等と記載されます。一方、特別養子縁組は、実親との法律上の親子関係を終了し、養父母と子どもとの間に、安定した法律上の親子関係が成立します。戸籍には、「長男」「長女」等と記載されます。

**【お問い合わせ先】**「里親になりたい」「養子縁組里親についてもっと知りたい」など、里親に関するお問い合わせは、お住まいの地域を管轄する児童相談所にご連絡ください。

- ★ 岡山県中央児童相談所 〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1 ☎086-235-4152
- ★ 岡山県倉敷児童相談所 〒710-0052 倉敷市美和 1-14-31 ☎086-421-0991
- ★ 岡山県津山児童相談所 〒708-0004 津山市山北 288-1 ☎0868-23-5131
- ★ 岡山市こども総合相談所 〒700-8546 岡山市北区鹿田町 1-1-1 ☎086-803-2525

